

座間市アーティストファイル制度に関する要綱

令和7年4月1日策定

1 目的

この要綱は、座間市アーティストファイル制度（以下「アーティストファイル」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 趣旨

本制度は、市内のアーティストを把握するとともに、本市における文化芸術行政の推進を円滑に図ることを目的とする。

3 活動内容

- (1) 作品展の開催
- (2) ワークショップ等の開催
- (3) 本市事業との連携

4 登録等

新たにアーティストファイルに登録を希望する者は、別に定める基準に基づき、届出をするものとする。

5 事業の実施について

- (1) 作品展及びワークショップ等を開催することを目的として、本市における文化芸術行政の推進を円滑に図るため、実行委員会を設置する。
- (2) 実行委員は、本制度の登録者の中から、生涯学習課長により指名された委員により組織する。
- (3) 実行委員の任期は、1会計年度とする。
- (4) 実行委員の定数は、生涯学習課長が必要と認める人数とする。
- (5) 実行委員の活動については報酬の支払いは行わない。
- (6) 本市事業との連携については、生涯学習課と都度調整する。

6 事務局

本制度に係る事務局は、教育部生涯学習課文化係とする。